

社会保障改革に関する集中検討会議 運営要領（案）

社会保障改革に関する集中検討会議（以下「集中検討会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 集中検討会議は、ヒアリングを行う場合については原則公開、その他の場合については原則非公開とする。
- 2 集中検討会議の議事要旨は、原則として、会議日の3営業日後以内に公表する。
- 3 集中検討会議における配布資料は、会議終了後、原則として、公開する。
- 4 幹事委員のうち政府・与党関係者については、やむを得ない事情がある場合には、代理者の出席を認めるものとする。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（以上）